

高等学校等就学支援金の申請について (授業料充当金)

- ・授業料が実質無償になる制度で、実際に現金を受け取ることはありません。
- ・授業料以外の諸会費(PTA会費など)については、別途支払いが必要です。
- ・返済不要の制度ですので、下記要件を満たす場合は必ず申請してください。

保護者の平成31年度(平成30年分)「道府県民税・所得割額」及び「市町村民税・所得割額」の合計額が50万7,000円未満である。

YES

NO

就学支援金の受給対象です。
(7月～翌年6月分の授業料が発生しません。)

<提出書類>

- 受給資格認定申請書(様式第1号)
- +
- 「市町村民税・所得割額」のわかる書類(コピー可)

- ①お勤めの方
→ 特別徴収税額の決定・変更通知書
- ②事業などをされている方
→ 納税通知書
- ③上記①②が手元に無い方
→ 課税証明書

就学支援金の受給対象外です。
(7月～翌年6月分の授業料が発生します。)

<提出書類>

- 意向確認書(様式1の2)

※家計状況の変動(離婚、死亡等)により追加申請できる場合があります。
(詳細は事務室まで)

- ※①②の書類は、毎年5～6月頃にお勤め先又は市町村から送付されます。
- ※③については、お住まいの自治体で発行手続きを行ってください(手数料は各自ご負担ください)。
- ※就学支援金受給対象外の家でも、年度途中で失業などの理由があれば、県の制度により授業料を免除又は減額できる場合があります(詳細は事務室まで)。

提出期限 : 6月21日(金) 厳守 (※担任の先生まで)